

○中部地方整備局告示第五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和三年三月三十一日

中部地方整備局長 堀田 治

第1 起業者の名称 三重県

第2 事業の種類

県道紀宝川瀬線改築工事及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分

三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿字六反田、字久保及び字幸田地内

2 使用の部分

三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿字六反田、字久保及び字幸田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

県道紀宝川瀬線改築工事及びこれに伴う町道付替工事（以下「本件事業」という。）は、三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿字下早山地内から同町鵜殿字幸田地内までの延長240mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事及びこれに伴う町道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道紀宝川瀬線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道紀宝川瀬線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により三重県知事が認定した県道の路線であり、同法第15条の規定により三重県が道路管理者であること、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である三重県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、三重県南牟婁郡紀宝町井田字駒谷を起点とし、同郡御浜町川瀬字四通田を終点とする総延長27.5kmの主要地方道であり、南牟婁郡紀宝町における主要幹線道路である一般国道42号に接続する幹線道路として社会・経済等の発展に大きな役割を果たしている。

本地域の唯一の主要幹線道路として、本地域の生活、経済等を支える一般国道42号においては、通過交通と地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど機能を十分に発揮できていない状況であり、平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、和歌山県新宮市神倉1丁目・2丁目地先での自動車交通量は18,312台/日であり、混雑度は1.47となっている。

このような状況に対処するため、国土交通省により、「一般国道42号改築工事（新宮紀宝道路）」（以下「新宮紀宝道路」という。）が計画され、本件事業はそれに伴い設置される紀宝南インターチェンジ（仮称）と、本路線を接続する全体計画延長240mのアクセス道路を整備するものである。

本件事業の完成により新宮紀宝道路と一体となって、交通混雑の緩和や地域住民の広域的な生活圏の確保等に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、国土交通省が新宮紀宝道路と併せて本件事業についても同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハイタカ及びアカハライモリが確認されているが、これらの生息環境に対する改変は生じないことから本件事業による影響は極めて小さいと予測されている。また、植物については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべきものは見受けられない。

本件区間の施工区域内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、今後、三重県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、新宮紀宝道路の紀宝南インターチェンジ（仮称）と本路線を接続するアクセス道路として、三重県が管理する県道の整備に関する条例（平成24年三重県条例67号）（以下「県条例」という。）による第3種第3級の規格に基づく2車線の道路を建設する事業であり、その事業計画は県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか2案について検討が行われている。申請案と他案とを比較すると、取得必要面積が少なく施工性に優れていること、事業費が低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3（1）で述べたとおり、交通混雑の緩和等に対処するため、本件事業は早期に施行する必要があると認められる。

また、紀宝町長を会長とする近畿自動車道紀勢線（熊野市～新宮市間）建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 三重県紀宝町役場